

令和7年第1回

中部知多衛生組合議会議定例会

会 議 録

中部知多衛生組合

◎出席議員（15名）

1番	渡邊昭司	2番	鈴木幸彦
3番	伊藤正興	4番	澤田勝
5番	竹内功治	6番	青木信哉
7番	櫻井雅美	8番	石川喜次
9番	石川よしはる	10番	久野勇
11番	大川秀徳	12番	岩崎忍
13番	稲葉民治	14番	伊藤史郎
15番	加藤久豊		

◎欠席議員（0名）

◎説明のため出席した者の職氏名

管 理 者	伊 藤 辰 矢
副 管 理 者	久 世 孝 宏
副 管 理 者	靱 山 芳 輝
副 管 理 者	山 田 朝 夫
半田市副市長	山 本 卓 美
会計管理者	中 野 直 樹
場 長	増 田 喜 政
主 任	石 川 収
常滑市市民生活部長	水 野 善 文
半田市市民経済部長	大 山 仁 志
武豊町生活経済部長	飯 田 浩 雅
常滑市生活環境課長	鯉 江 剛 資
半田市環境課長	太 田 敦 之
武豊町環境課長	北 河 晃

◎議会事務局職員の出席者

書 記 都 筑 徹

項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によるものでございます。第2条は、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金
の借入れの最高額は1千万円と定めるものでございます。2ページから16
ページの内容につきましては、27・28ページの「令和7年度予算歳入歳出一覧
表」によりご説明申し上げます。恐れ入りますが、27ページをご覧ください。
最初に「歳入」から主なものを順にご説明申し上げます。分担金は、施設の
運転等維持管理に係る経費を投入量割により算出し、2市1町に負担してい
ただくものでございます。1款1項1目半田市の分担金は9千38万6千円、
常滑市の分担金は1億1千651万2千円、武豊町の分担金は5千195万8千円、
計2億5千885万6千円となるものでございます。これは、給与改定による報
酬及び人件費の増、3年ごとに実施される精密機能検査事業費の増により前
年度と比較いたしまして397万7千円、率にして1.6%の増となるものでござい
ます。負担金は、令和4年6月に完了した施設改修整備工事の際に借り入れ
た組合債の「組合債償還利子・元金」について、均等割及び人口割により算
出し、2市1町に負担していただくものでございます。1款2項1目半田市の
負担金は3千348万円、常滑市の負担金は4千48万2千円、武豊町の負担金
は1千790万1千円で、計9千186万3千円となるものでございます。これは、
令和6年度で既設放流管渠撤去等工事が完了となるため前年度と比較いたし
まして7千210万8千円、率にして44.0%の減となるものでございます。3款
1項1目「周辺整備事業費負担金」81万8千円は、長成公園の周辺整備事業
及び地元対策にかかる経費のうち、40%を武豊町に負担していただくもので
ございます。最下段にございます「歳入の計」は、3億5千156万5千円の計
上で、前年度と比較いたしまして6千814万2千円、率にして16.2%の減とな
るものでございます。続きまして、28ページをご覧ください。「歳出」につ
きまして、主なものを順にご説明申し上げます。「2款1項1目 報酬及び人
件費」につきましては、給与改定によりそれぞれ増となるものでございます。
「2款2項1目 1精密機能検査事業費」は、198万円の計上で廃棄物の処理
及び清掃に関する法律施行規則第5条の規定に基づき廃棄物処理施設の維持
管理のため、3年に1回以上設備の状況や処理効果など詳細な検査をおこな
わなければならないため実施するものでございます。「2款2項1目 2施設
包括運転管理費」は、1億8千942万円の計上で前年度と同額でございます。
これは、施設整備工事完了後の令和4年7月から5年間の長期包括運転管理
等業務委託でして4年目に入ります。「4廃棄物等処分費」は、2千637万5
千円の計上で前年度と比較して6万4千円、率にして0.2%の減でございます。
これは、主にし尿及び浄化槽汚泥の脱水後に発生する脱水汚泥を知多南部広
域環境組合で処分するための費用となります。「5負担金」は、149万6千円
の計上で下水道放流に伴う「衣浦西部浄化センター建設費負担金及び資本費
負担金」でございます。「2款2項2目 改修事業費」は、令和6年度で既設

補正予算（第1号）」を議題といたします。本案に関する説明を求めます。
場長。

場長（増田喜政） ただいま議題となりました、議案第2号「令和6年度中部知多衛生組合会計補正予算（第1号）」につきまして、ご説明申し上げます。今回の補正は、歳入につきましては前年度繰越金の確定に伴います措置及び令和6年1月から12月までの投入量が確定したことにより「市町分担金の精算」、令和6年4月1日現在の各市町人口により「市町負担金の精算」をお願いするものでございます。また、歳出につきましては、人事院勧告による給与改定に伴う決算を見込みましての人件費の増額でございます。議案書の1ページをご覧ください。第1条に定めます歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ52万5千円を増額いたし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2千23万2千円とするものでございます。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」により定めるものでございます。3ページから12ページの内容につきましては、19・20ページの「令和6年度補正予算第1号歳入歳出一覧表」により、ご説明申し上げます。恐れ入りますが、19ページをご覧ください。内容につきましては、初めに「歳入」からご説明申し上げます。「1款1項1目 分担金」は、前年度繰越金の確定、人件費の決算を見込みまして、半田市の分担金を74万6千円、常滑市の分担金を348万7千円、武豊町の分担金を135万2千円、それぞれ減額いたし、表中下段の集計欄にございますように「分担金」を558万5千円減額いたし、補正後の額を2億4千929万4千円とするものでございます。「1款2項1目 負担金」は、前年度繰越金の確定により半田市の負担金を415万円、常滑市の負担金を332万3千円、武豊町の負担金74万3千円、それぞれ減額いたし、表中下段の集計欄にございますように「負担金」を821万6千円減額いたし、補正後の額を1億5千575万5千円とするものでございます。「2款1項1目 前年度繰越金」は、前年度繰越金の確定により1千432万6千円を増額いたし、補正後の額を1千432万7千円とするものでございます。最下段の「歳入の計」は、52万5千円増額いたし、補正後の額を4億2千23万2千円とするものでございます。続きまして、20ページをご覧ください。「歳出」につきまして、ご説明申し上げます。「2款1項1目 1報酬及び2人件費」は人事院勧告による給与改定に伴い「報酬」を11万5千円、「人件費」を41万円、それぞれ増額いたし、表中下段の集計欄にございますように「2款 衛生費(1)総務費」を52万5千円増額いたし、補正後の額を3千309万3千円とするものでございます。最下段の「歳出の計」は、歳入と同額の52万5千円増額いたし、補正後の額を4億2千23万2千円とするものでございます。なお、13ページから16ページに「給与費明細書」を21ページ以降にそのほかの資料を参考として

ご説明申し上げます。「1趣旨」でございますが、国家公務員において、仕事と生活の両立支援の拡充を目的として、時間外勤務の免除の対象となる職員の範囲の拡大及び勤務環境の整備に関する措置がされることに伴い、所要の改正をするものでございます。「2改正内容」でございますが、「(1)時間外勤務の免除対象となる職員の範囲の拡大」につきまして、職員が申請することにより時間外勤務が免除される職員の範囲を現行の「3歳未満の子を養育するために申請した職員」を「小学校就学の始期に達する子を養育するために申請した職員」に改正するものでございます。次に、「(2)勤務環境の整備に関する措置の新設」につきましては、介護による離職を防止するため、仕事と介護の両立支援に関する措置を講じるとして、次の①家族の介護に直面した旨を申し出た職員に対する仕事と介護の両立支援制度等の周知・意向確認の実施。②職員への仕事と介護の両立支援制度等に関する早期の情報提供。③研修の実施及び相談体制の整備を行っていくものでございます。「3施行期日」でございますが、令和7年4月1日から施行するとし、ただし、「2(1)時間外勤務の免除対象となる職員の範囲の拡大」により、新たに申請が可能となった3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員の当該申請に係る経過措置は公布の日から施行するものでございます。以上、議案第3号につきまして、よろしくご審議のうえ、ご可決تامわりますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

議長（加藤久豊） 説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（加藤久豊） 質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（加藤久豊） 討論を終結いたします。これより採決を行います。本案は、原案を可とするにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（加藤久豊） ご異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案を可とするに決しました。

関係」につきましては6点ございます。1点目は、給料月額最低水準の引き上げでございます。職務や職責をより重視した給料表体系の整備をするため、行政職給料表に記載のとおり3級以上の初号給近辺の号給をカットし初号給の額を引き上げ、また、号給のカットに伴い職員の号給を30ページから35ページの切替表により切り替えるものでございます。38ページをご覧ください。2点目は、扶養手当の段階的な見直しでございます。令和8年度までに表に記載のとおり配偶者に係る手当の廃止、また、子に係る手当を月額1万3千円に引き上げるものでございます。3点目は、地域手当支給割合の段階的引き上げでございます。地域手当の支給地域の単位が広域化されることに伴い表に記載のとおり8%に段階的に引き上げるものでございます。4点目は、通勤手当の引き上げでございます。国において、支給限度が現行の月5万5千円から15万円に引き上げられることから、本組合においても同様に改正するものでございます。5点目は、管理職員特別勤務手当の導入でございます。管理職である職員が正規の勤務時間以外の時間で平日夜間の時間帯の午後10時から午前5時まで、または、週休日等において臨時又は緊急の必要により勤務した場合に支給される管理職員特別勤務手当を新たに規定するもので、支給額等については表に記載のとおりでございます。39ページをご覧ください。最後に6点目は、再任用職員への手当支給の拡大でございます。国において、再任用職員への住居手当の支給が開始されることから本組合においても同様に改正し、手当支給額は60歳前の職員と同基準とするものでございます。「(3)刑法の一部改正に伴う改正」につきましては、刑法の一部改正により、懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑に一本化されることに伴い、「禁錮」を「拘禁刑」に改めるものでございます。「3改正による影響額」でございますが、(1)令和6年度の影響額は、区分欄にございます、給料表の改定及び期末勤勉手当の改定により会計年度任用職員以外の職員については、合計11万1千円となり、会計年度任用職員については、合計20万4千円となる見込みでございます。(2)令和7年度の影響額は、区分欄にございます、給料月額最低水準の引き上げ、扶養手当の見直し及び地域手当支給割合の改定により会計年度任用職員以外の職員については、合計34万5千円、会計年度任用職員については、地域手当支給割合の改定により5万8千円となる見込みでございます。40ページをご覧ください。(3)令和8年度の影響額は、区分欄にございます、給料月額最低水準の引き上げ、扶養手当の見直し及び地域手当支給割合の改定により会計年度任用職員以外の職員については、合計50万5千円、会計年度任用職員については、地域手当支給割合の改定により5万8千円となる見込みでございます。「4改正の実施時期」でございますが、この条例は「2(1)第1条関係の①給料表の改定」については令和6年4月1日から、「2(1)第1条関係の②期末勤勉手当の支給割合の改定」については令和6年12月期の期末勤勉手当から、「2(2)第2条関係の改

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

令和 7 年 2 月 10 日

議 長 加 藤 久 豊

議 員 石 川 喜 次

議 員 稲 葉 民 治